

手続きをお忘れなく!!

# 児童手当の 「現況届」・「認定請求」などの ご案内

「現況届」などの  
受け付けが始まります

現在、児童手当を受けている方は「現況届」の用紙を、6月上旬に各家庭へ送付しますので、回月中に手続きを行ってください（受け付け日程は、下表参照）。

請求されたらいいですか？

現在、児童手当を受給していない方が手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。

認定請求手続きをお忘れの方や、以前に所得制限（下表参照）などで受給できなかった方でも、受給できる場合がありますので、お問い合わせください（児童手当は、請求した翌月から支給されるため、5月中に認定請求手続きを行なうと、6月分手当から支給されます）。

詳しくは、福祉課障害・給付係（内線154）へどうぞ。

平成19年度児童手当 所得制限の限度額表

扶養親族 などの数	所得額	
	児童手当	特例給付
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※表の「特例給付」の欄は、厚生年金などに加入している方のみ適用されます。

現況届・認定請求・額改定請求受け付け日程

月 日	会 場	時 間
6月18日(月)	駄知公民館1階・会議室	9:30~12:00
		13:00~16:00
6月19日(火)	肥田公民館1階・会議室	9:30~12:00
		13:00~16:00
6月21日(木)	ウエルフェア土岐3階・大会議室	9:30~12:00
6月22日(金)		13:00~16:00
6月25日(月)	鶴里公民館	9:30~12:00
6月25日(月)	曾木公民館	13:30~16:00
6月26日(火)	文化プラザ1階・ルナホール	9:30~12:00
6月27日(水)		13:00~16:30
6月28日(木)		17:00~19:00 (※27日・28日のみ)

## 4月1日から児童手当制度が拡充されました

### ●0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

3月31日まで

第1子、第2子＝月額5千円  
第3子以降＝月額1万円



4月1日から

第1子、第2子＝月額1万円  
第3子以降＝月額1万円  
(変わらず)

### ●3歳以上の児童の養育者に対する児童手当(変わらず)

今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、本年4月から3歳未満の児童手当などの額は、一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は、従来通りの月額5千円となります。